栄養士法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年６月 25 日
厚 生 労 働 省
医 政 局 医 事 課

栄養士法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和８年４月 28 日（火）から同年５月 27 日（水）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	土地の登記でも全く同様の国籍を書かせる書類が追加されたが、実態は全く行政処理に必要の無い、無駄な台帳登録であった。 その様な代物に、法務局の土地証明書類で何千円・何万円もの費用を請求された。この様な外国人を差別する為の法改定など、やめて頂きたい。	これまでも、栄養士法施行令等に基づき、日本国籍を有しない者については、栄養士名簿等に、本籍地都道府県名に代えて国籍を記載しています。今回の改正は国籍に加え一定の地域の記載をすることとするものです。